

由利財政の研究(二)

辻 岡 正 己

二、由利財政における殖産興業政策

1. 由利と太政官札発行

第一、由利の経済政策観素描

周知のごとく、由利公正といえは明治政府の最初の財政担当責任者として、明治維新史上に不朽の名をとどめている。明治維新政府成立当初、すでに大政は奉還されたとはいえ、旧幕府直轄の土地・人民はいぜんとして旧来のままであり、したがって大政を総攬する物質的基礎である財政の実権も、いまだ新政府の手中に帰せず、維新遂行の皇政更始にさいして、最も用途多端なるにもかかわらず、これを支弁する国帑は皆無にひとしかつたという、今日からすれば、草創期の政府財政がいかに想像を絶するほど困難なものであったかについてはすでにみたところである。かかる新政府の言語に絶する極度の財政窮乏の状況下において、朝廷から召命をうけて勇躍越前から上洛し、その危急を救済したのが由利公正であった。日本における最初の内国債といわれる会計基金 300 万両募債における由利の多大なる功績については、今さらいうまでもない。しかし維新草創期の財政担当者としてかれの名を高くとどめているのは、むしろ太政官札（金札）発行の企画者・実施者としての由利である。のちにみるごとく、維新政府の財政確立と殖産興業の実をあげようと意図した太政官札発行による由利財政は、結果的には破綻せざるをえなかったが、それはそれとして、とにかくにも無から有を生じるとき新政府の財政を軌道にのせた由利の功績は高く評価されねばならない。

維新政権にとって明治維新の大業を成就するための緊急政策の一つは国家の財政的基礎の確立であり、そのための政府資金の調達には維新政権確立の不可欠の前提条件であった。その目的のために、1868(明治元)年5月25日(閏4月19日)、日本近代史上最初の不換政府紙幣である太政官札が発行された。太政官札発行は由利が越前福井藩の藩財政の立直しの方策として実行した切手(不換紙幣)の発行をいわば藩レベルから国レベルへ適用、発展せしめたものであった。すでにかれがその方法における殖産興業政策で藩財政立直しに成功をおさめているだけに、一方では太政官札発行を絶大なる自信をもって企画・実施し、他方では後述するごとく、強硬な反対論の渦中であって、由利の生命をかけた政策でもあったといえよう。由利は太政官札発行によって新政府の財政を賄うことに成功し、もってその危急を救ったのである。

由利は幕末維新时期にかけて最もすぐれた経済政策家であった。渋沢栄一は維新当時を追懐してつぎのように語っている。「太政官では板垣さん西郷さん等が三岡(由利)といへば大変信用して居るので随分困った。……三岡(由利)の経済学というものは当時名高くて西郷、板垣等の先輩者は井上が何を言っても未だ若いというような調子でした¹⁾。由利の経済構想としての政策原理は幕末期の越前福井藩におけるみずからの体験にもとずいてきずきあげられたものであった。由利の信ずるにいたった経済政策論の基本的中核となるものはつぎのごとしである。その第一は富国の基は労力であるということである。由利はかれの随筆「経済論」において、つぎのごとく述べている。「見るべし、経済の要は労力を求むるに在り。大に国家の望を興し、労力を用ゆる事を励む時は、運転其数を加へ国富盛なるべし²⁾」。また、かれは「農工銀行法案理由書」においては、「国家ノ盛衰ハ労力ヲ利用スルト否トニアリ……夫レ財源ハ人民ノ労力ナリ、同胞四千万人アリト雖モ万一労力ノ用ヲ空クセバ何ヲ以テカ我国ヲ保持スルヲ得ン

1) 由利正通「子爵由利公正伝」396頁。

2) 「経済論」由利正通前掲書附録48頁。

乎、之ニ反シ勞力一步ヲ進ムレバ国力一步ヲ進ムト謂フモ散テ過言ニ非ザル可シ、豈顧ミ思ハザル可ケンヤ³⁾」と述べている。さらに第二は、上記第一の勞力を動かすものとしての紙幣論である。由利はそれについて、かれの「愛国卑言」において、つぎのごとく述べている。「されば一時の危急を救ふがため、是の如く紙幣を増加して、百年の大患を貽したるは、当局者へ失計なりと言うも亦誣言には非ざるべし。然らば則ち、紙幣を造るは、一切なすべからざるものの如くなれども、決して然らざるものあり。夫れ紙幣は、凡そ物産を増殖するに用ふれば、最も緊要なる活動力を有するものにして、即ち各国中紙幣多き国にして果して其富を有するを見て推知すべきなり。又紙幣を以て直に物産を増殖し、其の物産を以て金貨を輸入するは、最も富国の良策にして、金山を田面に招くと言ふべきなり⁴⁾」。この由利の論説は政府の不換紙幣濫発によるインフレーション政策を批判して、インフレーションが最も頂点に達した1881(明治14)年に書かれたものであるが、他面、かれが紙幣を物産増殖手段すなわち興産紙幣として把握していることも明白である。かれがすでに越前藩の藩財政立直しにさいして不換紙幣を虚物の札と実物の札としてとらえ、「私が言う通りにすれば藩の札で埋めて見せる、お前さん方が多年思慮して居ることは無くして仕舞ふ⁵⁾」と、勘定奉行らに対して虚物の札を実物の札に転化してみせるとの自信をこめて説得していることも、由利の紙幣論の認識の在り方を物語っているといえよう。

かれの経済政策観は、師横井小楠の思想の影響をうけたもので、したがって由利の経済政策原理は小楠の経済政策観をそのまま継承したものである。小楠の経済政策観は、1860(万延元)年、かれが三たび越前福井藩の招聘をうけ、藩の事務に参画し、藩の施政のために富国・強兵・土道の大綱三事の旨趣をまとめた「国是三論」の中の「富国論⁶⁾」において展開され

3) 「農工銀行法案理由書」同上附録94頁。

4) 「愛国卑言」同上附録12—13頁。

5) 「日本興業銀行の賛成に就て」同上201—202頁参照。

6) 「横井小楠関係史料」—「富国論」。岩波書店「日本思想大系」55。山崎益吉「横井小楠の社会経済思想」多賀出版各参照。

ている。小楠の「富国論」と由利の殖産通商政策を比較するとき、小楠の経済政策観がそのまま由利の経済政策原理に組み入れられて、越前福井藩での物産総会所を通ずる藩札発行政策として応用せられており、両者の思想的関連をみることができる。由利と横井小楠の富強・殖産論、由利の越前福井藩における殖産興業政策による藩財政改革の成功等については後日稿を改めることにしており、当面本題でないので論及しない。いづれにしても、由利は小楠の「富国論」において展開される富強・殖産論を藩財政改革の方策として実行し、これが成功をおさめ、由利をして幕末維新期の財政政策の第一人者たらしめたのである。さらにこの方法を維新政府の財政政策において踏襲し、全国的規模において展開させて、日本近代化の先駆的役割を担うにいたったのである。

第二、由利の太政官札発行の論旨

一般に由利財政と呼ぶとき、その特徴的内容は一種の強制公債の性格をもつ会計基金金300万両の募債、ならびに太政官札の発行であるが、前項でみたごとく由利財政の本領というべきものは太政官札発行にあった。

維新政府が殖産興業政策推進を意図するとき直面した最大課題は、その資金をいかにして確保するかということであった。「明治政府創立以来第一ノ経済政策ハ金融ヲ疎通シ殖産興業ヲ奨励スルニアリ⁸⁾」と「明治財政史」が述べているごとく、新政府の目的は終始豊富な資金を民間に供給し、もって殖産を振励することにあった。「明治政府の財政はまず政府紙幣と借

7) 越前藩も幕府・諸藩の例にもれず財政窮乏で困難をきわめていた。由利みずからの藩内の米産高歳入出調査によれば、生産高18万両、消費高20万両、年々2万両の不足。「夢見ると金の夢ばかり見た」と述懐している。しかるに1861(文久元)年には、「物産の会所を開きて三年もすると国札は金に化し金庫には五十万両内外の金が積んであり物産は三百万両余を輸出する」(芳賀八弥「由利公正」234頁)までに至り、蔵の床が金の重みで抜け、土蔵自体も傾くほどの実績をあげたといわれている。(杉田幸三「由利公正と太政官札」, 中央公論「歴史と人物」昭和57年1月号所収111頁。)

8) 「明治財政史」第十二巻307頁。

入金とで出発した⁹⁾といわれている。しかしこの不換政府紙幣の発案者はいうもでもなく由利であり、政府が最初にとった紙幣政策が由利の太政官札発行による興産紙幣政策であったわけである。この太政官札発行は、その後の明治政府の殖産興業政策をなによりも明確に特徴づけるとともに、その方向決定に強く作用したのである。

坂本龍馬の推輓による朝命によって上洛した由利は、1867(慶応3)年12月18日付をもって徴士・参与に仕ぜられ、23日御用金殻取扱いを仰付けられた。かれは翌24日岩倉具視と面会したさいの模様をつぎのごとく述べている。

「私は少し会計のことに付、考へがあって出納所に少しも出頭せず直ちに岩倉公へ参り申上るには『閣下は如何なる方針でおやりなさるか、私も御用を蒙ったからは力の有らん限りはやります。併し聊か思ふ所があるから先づ公の思召す所を伺つて後、私の考を申し上げます』と言う。其時岩倉公の仰には『素より何処迄でも心配をして呉れねばならぬ、御上の御不自由の事は如何様の事でも御堪へなさるといふ御思召であるから、如何か金殻の方は任じてやって貰ひ度い』と言われますから、私は意外に思つて、『之は怪しからんことを承る。苟くも天下の政を為さる御上が御勘弁言々などは誠に吝ちな事で、そんな吝ちな事では到底いけませぬ』と申すと、岩倉公もフーンと御考えになってそれでは如何いふものかと御尋ねになるから、私は『苟くも天下の大政を御掌握なさるに就て決して吝ちな事ではいけない。今数百万円の財政を整へるに、喰はんで居る位の事では到底いけない』と申して『そこで如何にも大きい腹を持って御遣りになることになれば、どうか私を其御先きに使つて貰ひ度い』と申しました。岩倉公も『如何にも大きい事を言ふ』とて御笑ひになりました。¹⁰⁾

このときの由利の胸中は、すでにかれが越前福井藩において藩財政改革に見事大成功を収めた実績をもっているだけに、その藩の殖産興業政策の

9) 大内兵衛「日本財政史論一公債」22頁。

10) 史談会速記録五十九輯談話、由利正通前掲書172—3頁。

体験をもとにして、同じ殖産方法を、太政官札発行をもって、そのまま全国的規模で拡大実施し、もって新政府の急場を凌ぐとともに殖産興業によって財政の基礎を確立せんものと自信満々であったにちがいないとおもわれる。その後間もなく由利は、かれがかって坂本に披瀝した金札発行による新政府財政確立のための経倫策の一端を示した建白書を岩倉に提出した。¹¹⁾ 年があけて1868(明治元)年1月3日鳥羽伏見の戦端が開かれると、由利はみずから兵糧の買い集めに忙殺され、また軍資金の調達に奔走せねばならなかった。維新草創期の御用金取扱方の役目は、まさにこうしたところにあつたのである。ここに事態が切迫して財政政策の根本を定めることを強く要請された由利は、1月4日の太政官会議で太政官札発行の目的について、つぎのごとく建言した。「予に一策あり、今天下の民三千万人、一人一兩を朝廷に納めしめ以て維新の盛業を翼賛し奉らしむる方法と為し、三千万兩の金札を發行して之を民間に貸与し、一定の年限内に返納せしめる制を立て、勞力殖産を以て富源を開発せば政府人民共に万全の利益を獲得せん」と。¹²⁾ あとでみるごとく由利の金札發行計画にたいして、種々の理由から強硬な反対論が起るのであるが、由利は1月21日、會計基金300万兩兩募債と金札發行の件の双方を同時に太政官会議に建議した。金札發行にたいする由利の論旨は、つぎのごとくである。

「元來我國に大事業の興らぬのは一つに金銀に乏しき為である。而も從來鎖國の制は外國貿易を拒んでをった。維新の大業は尋常の手段では大成出来ない。故にこの革新の機を利用して万石万兩の割合で金札三千万兩を發行して諸藩に貸付け、各藩主をして勤王に翼賛せしむると共に、これによって広く融通の途を開き、國民三千万人の精神と勞力を一致せしめ、以て産業を振興し、貿易を発達せしめ、専ら財源涵養を計らねば仁政の目的は達せられぬ。

11) 由利 同上174頁以下参照。

12) 同上171頁, 181頁。

13) 三岡丈夫「由利公正伝」141頁。

目下人心不穩の折柄、政府の費用を悉く国内に課するならば、人民の困惑は測り知れざるに至ることは明かである。従ってその結果は憂ふるに足る。

されば一方に於て政府の人民所有の金銀を借入れて戦局を結び、他方政府より金札を人民に貸下げて殖産を奨励し、国益を増加させるという謂はば一石二鳥の方法によりて、富国強兵の実を挙げようというのが私の案である。即ち金札を借用する者は国家に対する義務としてこれを十ヶ年間に償却すべく、後三ヶ年間は利子として引続き政府に上納すべきものとする。又一方政府は造幣局を新設し洋式の円貨に倣って一定の標準による円貨を鑄造し、在来用ひられた多種多様の貨幣を統一する必要がある。かくて三千万兩の金札を償還したる後、日本をして金貨流通の国とする目的である¹⁴⁾。

由利の建議にみられるように、かれは太政官札と呼ばず金札の名をもって論旨を展開している。由利が太政官札の通用方策を推進するにあたって終始固執した条件が、のちにみるように正貨同価通用の原則にあったのだからとうぜんのことであつたらう。また太政官札は、その単位を金目をもって呼ぶために金札ともいわれており、さらには、1869（明治2）年5月2日、新政府は金札を正金に兌換することを禁じ、しかして金札を俗に太政官札と称することを止めているなどの諸理由により、¹⁵⁾ 今後は太政官札＝金札とし、「金札」なる用語を使用して論及していくこととする。

要するに由利の論旨の要点はつぎのごとく説明できよう。すなわち朝廷が天下の政治の実権を握った以上は、各国と交際していく上に恥じざるような国体をつらねばならない。しかるに三井・小野・島田・熊谷などの富豪および東西本願寺・興福寺、その他の篤志家・諸寺院の金穀に依存していたのでは最早やどうにもならない。維新の大事業をなしとげるに足る財源は、全国の人口3千万人と見積り、其の石高3千万石として、1石1兩

14) 三岡丈夫 前掲書158頁。由利正通 前掲書208—9頁。

15) 沢田章 前掲書243頁。

の予算をもって金札3千万両を発行し、この紙幣の通用年限は13カ年とし、各藩、各商人に生産・商業資金として貸下げ、金融の道を開いて産業を振興させ、貿易をますます進展せしめることによって国益を増進せしめ、もって財益を増進せしめ、財源を涵養しようとするものであった。そのばあい借入者は年々借入額の1割ずつを10年間に返還し、なお3年間は利子として年々同額を引き続いて政府に返納すべきものとする。かくすることによって13年後には紙幣は全額償却されて日本国内には正貨のみが蓄積されることとなり、正貨のみが流通するにいたるといのである。

由利の金札発行の本来の直接目的は、広く一般に誤解されているがごとき財政窮乏から危急存亡の難局にあった新政府の急場を救うための政府経費を調達することにあつたのでなく、それを資金として人民の困窮を救助するとともに産業を振興し、もって政府財政の基礎を確立することにあつた。そのばあい人民の困窮救助とは、新政府によって強制的に内国債なる会計基金募債に協力せしめられた富商富農の生産資金、流通資金を、この金札貸下げによって補償することであり、また産業振興とは、天皇政権の確立と同時に富国強兵の基礎となる殖産興業と貿易振興を意図したものであつた。¹⁶⁾ 結果的には由利の構想は外れて藩財政改革のごとくかれの思惑どおりには進展しなかつたけれども、その発想と方法は、かつての越前福井藩における藩札発行政策とまったく同類型であつたことはいうまでもない。

なお由利が1868（明治元）年1月21日に会計基金300万両と同時に金札発行政策を建議したのは、当面の財政窮乏・軍費支出は300万両の基金募債によって補填することを目的とし、その募債をなす以上、これを返済償却する方法を考えなければならない。ために一方では金札を発行して殖産興業の資金に充当し、この元利返済金にまつよりはかないということからであつた。¹⁷⁾ すなわち21日の建議に示されたように、一方では政費・軍費充当のために募債によって人民所有の金銀を借上げ、他方金札を人民に貸下げ

16) 藤村通 前掲「明治財政確立過程の研究」27頁。

17) 由利公正「明治初年朝廷会計に関する話」、沢田章 前掲書109頁。

て殖産振励、もって国益を増進せしめようという、いわば一石二鳥の効果を意図してのことであった。

由利が21日に太政官會議に建議した會計基立金募債ならびに金札發行案は、すでに會計基立金の項でみたごとく、衆議紛出の末、同23日にいたって可決採択された。金札發行問題が難航した状況について中根雪江は、かれの「戊辰日記」正月21日の条で、つぎのごとく記している。「方今大政復古之運に向ひしかとも天下多事多難なる上に、朝廷に金穀乏敷、民を賑し兵を出すに由なき而已ならず、殆今日の供給に迫れる勢故、数々濟時之議事あれとも更に其術を得ざりしに、會計掛り三岡八郎日本全国之石高に應じ、楮幣を製し一時之急を救ひ、十三年之後を待て楮幣惣て現金に復歸すべきの趣法を建議せり、此法取捨之衆議疑懼紛々として両端更に決し難くして席を意へ、翌廿二日も亦爾り、廿三日に至て楮幣を製造あるべきに決し、其主宰全権を八郎に被命たり¹⁸⁾」。

太政官會議が議論百出で難航しながらも、究極的には由利の二つの建議を同時に可決採択せざるをえなかった理由は、当時の新政府のおかれた事態の推移から緊急に財政政策の基礎を定めることを強く要請されたこと、またすでに述べた1月8日の「經濟を如何せん」との議題の小會議（由利正通 前掲書188—189頁）の席上でも、由利の抱負の全貌は到底一朝一夕に理解さるべきものではないから、単に希望の一端を述べたに過ぎず、このときには300万両會計基立金の件の賛同を得るにとどまった¹⁹⁾ということ、さらには岩倉も金札發行にたいして危惧しながらも、結局目下焦眉の的である財政困難を救うためには、これをおいて他に良策がないからということによるものであった²⁰⁾。要するに太政官會議における同時可決採択は、維新政府の首脳が由利の金札發行政策を十分理解しえなかったこと、また井上馨が「金は一文も朝廷にありはせぬ²¹⁾」ということからも推察されるよう

18) 中根雪江「戊辰日記」90頁。

19) 由利正通 前掲書192頁。

20) 同上210頁。

21) 「井上世外侯事歴維新財政談」上7頁。

に、とにもかくにも新政府がおかれた絶対絶命の窮地を打開する緊急手段として、やむおえず承認されたものにすぎなかったのである。このことがらをもっともよく物語っているのは、つぎの「岩倉公実記」の記述である。

「初メ王政維新ノ大号令ヲ渙発スルヤ府庫空乏ニシテ会計ノ困難尤甚シ、参与三岡八郎ガ金穀出納所取締ヲ命セラルムニ及ンデ首トシテ楮幣発行ノ議ヲ建ツ、具視之ヲ善トス、朝議猶予決セス鳥羽伏見二道ノ戦端開クノ時ニ方リ金穀殆ント竭キ、日常ノ用度亦支フルコト能ハサラントス、正月二十一日八郎全国ノ石高ニ応ジ楮幣ヲ製造シテ以テ一時ノ急ヲ救ヒ其発行ノ後、十三年ヲ経テ始メテ正貨ヲ以テ兌換スヘキノ方案ヲ草シ之ヲ上ツル、議定参与皆敢テ採否ヲ言ハス、具視独リ此方案ヲ採用スルニ非ラサレバ会計ノ基本ヲ立ツルコト能ハスト論シ、カメテ八郎カ議ヲ助ク、二十三日朝議遂ニ決シ、八郎ヲシテ、之ヲ董督セシム、此時ニ方リ軍需不貲楮幣ノ製造ヲ俟ツノ暇ナシ、朝議先ツ畿内ノ富農豪商ヲ曉諭シ金参百万ヲ募集シ、以テ会計局ノ基金金ニ充テント²²⁾ニ決ス」。

由利が会計基金300万両募債と金札発行の件の双方同時に建議したとき、太政官会議における政府首脳は、「紛紜疑懼百出」の末、金札発行にたいしてはいつでも心中大いに反対でありながらも、最終的には目下の財政窮乏の危機を脱する唯一の活路として、当面基金募債を緊急手段とせざるを得ないとの認識から金札には目をつぶり、「議定参与皆敢テ採否ヲ言ハス」、岩倉一人が「カメテ八郎カ議ヲ助ク」という状況で決定したのである。かかるいきさつから当然由利の金札発行にたいしては強硬な反対論ができるのである。

第三、由利の金札発行政策にたいする反対論

由利の金札発行計画にたいしては当初から強硬な多くの反対論が存在した。金札発行後、その流通が困難をきわめて種々の経済的・社会的混乱を生じてくるにつれ、金札発行にたいする批判はますます強まり、それとと

22) 多田好間編「岩倉公実記」中290—291頁。

もに新政府の財政責任者である由利にたいする非難攻撃もはげしくなっていた。²³⁾

まず、発行以前の反対論については、由利の遺談によれば、金札発行にたいしては、いまだ日本では金札を使用することがないということもあって、多くの攻撃説があり、発行は容易におこなわれなかった。それについては、その質疑に答え、また反対説の書面も沢山あったが、これらは残念なことに1872(明治5)年の罹災で焼失してしまった。実にむずかしい時代であったと述懐している。²⁴⁾

金札発行にたいする反対論は、これらを整理すると、つぎの8点に要約することができる。²⁵⁾

1. 政府資金の極度な不足と討幕断行のときにあたって、直接国費に使用しない紙幣を発行することは了解できない。
2. 金札発行の目的の一つに人民の困窮救済とあるが、徳川期の御用金(献金)の立場をとれば、御用金徴収の跡始末は余計なことであり、それだけの余裕があるのなら御用金の徴収は不用である。
3. 産業貿易の振興については事変解決後でもよい。
4. 不換紙幣は信用の不完全なる社会においては、通貨として異端分子であり、すでに藩札発行は幾多の弊害を生じていたこと。
5. 明治維新政府の信用不充分なときは不換紙幣を発行しても到底流通するものではなく、かえって天皇親政を傷つける。
6. 不換紙幣の発行は金貨と紙幣の開き(打歩)を生ずる。
7. 日本は古来金の国であり、古来中央政府から紙幣が発行された事実がない。
8. 維新政府の出仕者は同時に藩士でもあったから、自藩発行の藩札の下落を恐れて、金札発行に反対であったこと、以上である。

以上の諸理由から由利の金札発行計画は理解されるどころか、かえって非難攻撃の対象とされるにいたったのである。由利が1月21日に太政官会議に建議し、23日にいって可決採択されたとはいうものの、後述するご

23) 大島清・加藤俊彦・大内力「人物・日本資本主義」2「殖産興業」135頁参照。

24) 史談会速記録 第九輯談話、由利正通 前掲書211—212頁。

25) 神長倉真民「明治維新財政経済史考」252頁以下参照。

とく、5月15日の金札発行予定日が反対論のために5月25日に延期され、しかも発行日を前日に控えた24日まで強硬な反対論が存在して内実はきわめて波瀾をふくんでいた。その渦中であって維新政府の財政確立の基礎は金札発行以外にないとの強い信念をもって、ひとり金札発行にこぎつけようと懸命に努力する財政責任者由利の苦心惨胆ぶりは想像を絶するものがあった。かれは当時のみずからの財政責任者としての苦しい立場について、つぎのように述懐している。「実にあの時、私は何の因果でこのようなことをせねばならぬかと思ひました。戦争をしてゐる人は随分其間には愉快なこともあります……飯をゆるりと喰ふことも出来ず夜も昼もないといふ有様で実に困りました²⁶⁾」

以下由利の金札発行案にたいする反対論を考察してみたい。反対論は一方ではつぎのごとしである。「是に於て、八郎三たび此議(紙幣発行)を献ずれども、異論紛出容易に決せざりき。これ盡し或は儒学主義より見て危道なりと為し、或は其藩情より藩札の下落を憂へたるに困り、甚しきに至っては、藩の貨幣偽造を持続する能はざるに困りて反対せり、就中多数の意見は、贖金を造りて軍費に充つる乎、又梵鐘を改鑄して錢となすかの二途にして、八郎独り之を不可として、弁論最も力めしかば、日夕刺客の狙ふ所となり、命は風前の燈よりも危かりき²⁷⁾」。反対論者は由利の金札発行案に反対しながら、いづれもみずからの具体的対案は用意していなかった。せいぜい代案らしきものといえば、すでに会計基金300万両の募債が決定済みであるから金札発行は不要であるとする論、あるいは贖金鑄造論であり、さらには良策なければ外債によって急を凌がんとする論であった。それらの論のうち多数を占めるにいたったものは贖金鑄造・梵鐘改鑄論であり、これらは「真面目に論ぜられた²⁸⁾」といわれる。由利が反対者の囿中であって一人敢然と自説をひるがえさず、あくまで金札発行に精魂を

26) 史談会速記録第八十三輯談話、由利正通前掲書218頁。

27) 三岡 前掲書156—157頁。

28) 史談会速記録第九輯参照。

29) 由利 前掲書212頁。

傾けるだけに、かれがいうごとく、由利の身边は日夜刺客の狙うところとなつて、すこぶる危険であつたといわれる。³⁰⁾

また他方では、「西人の談を聞き洋書を読むの徒」³¹⁾で、大隈重信・後藤象二郎・伊知地莊之丞・岩下方平・大木民平らの強力な反対論者があつた。ほかに井上馨・渋沢栄一も不換紙幣制度には反対であつた。金札発行後、いまだ国民の新政府への不信と金札流通量の増大にともなつて紙幣価値の下落から打歩が生じてくると、金札流通が困難となり、列国外交団の抗議とあわせて財政責任者としての由利にたいする非難攻撃もはげしさを加えていった。由利正通は、1868(明治元)年秋ごろの「彼れ三岡(由利)に反対する者はパークス始め外国公使から入説された江藤・大隈・寺島・五代等といふ所謂外国関係者がその主なる者であつた」³²⁾と述べている。しかして当の由利公正自身は後年回顧して、「有志智者は種々の議論を構へ、殊に面倒なるは西洋人の話を聞き又は洋書を読むの人の議論にして物の道理を弁へず、国家の大計を顧みずして一種の理屈を陳ぶるに過ぎず、為に妨害を受けたること甚大なりき」³³⁾と、かれの感慨を語っている。由利財政破綻にいたるまで終始金札発行に反対であり、痛烈な批判者であつた代表的人物として江藤新平・陸奥宗光・大隈をあげることができる。

由利は金札流通困難と、それから生ずる諸問題によって内外から強い非難・抗議をうけると、みづからの責任を感じて9月24日付をもって岩倉のもとへ辞表を提出した。しかるに慰留懇請されてやむなく留任し、関東地

30) 同上212頁。

幸に由利が武骨稜々たると斉藤某なる有名剣客が会計官権判事なる職名で頑張っていたので剣客も手が下せなかつたと伝えられる。(同上212頁)。

31) 三岡 前掲書248頁。

32) 由利 前掲書316頁。

由利と同じく参与の職に列していたかれの師横井小楠が暗殺された1869(明治2)年当時、由利も要注意人物として暗殺目標の一人と目されていたといわれる。(同320頁)。このばあいは、もちろん「開明派」からではなく、かれがいう「儒学主義」者から暗殺対象とされたものであろう。

33) 三岡 前掲書207頁。

方へ金札を流通せしめるため10月20日東京に入った。当時東京会計官判事と東京府判事とを兼任していたのが江藤であった。江藤は東京府判事として関東地方へ金札を流通せしめることに強硬に反対した。この由利・江藤金札論争は結局12月1日には関東でも金札が発行されるはこびとなり、江藤の敗論となった。³⁴⁾この論争についてはいずれ後述する。

陸奥のばあい、渡辺幾治郎「陸奥宗光伝」によれば、江藤同様かれも最初から金札発行の議については反対者の一人であった。年少気鋭の陸奥は無遠慮に由利の財政政策を非難し、幾度か庁中で激論をたたかわせた。その結果かれは会計官権判事から大阪府権判事に転任せしめられた。³⁵⁾後年かれは、由利政策を批判して、結果論とともとれる「財政上最も信用なき新政府より多額の不換紙幣を発行したれば、忽ち紙幣の下落を来し、幣制の錯乱となり……しも自然の勢なり」³⁶⁾と述べているが、あるいはこれが陸奥の最初からの信念であったかも知れない。³⁷⁾

大隈は由利政策を批判し、ついに由利を辞任に追いこみ、そのあとをうけて新政府の財政担当者となるのであるが、かれは由利を批判してつぎのように述べている。「幣制の原則として、それが相応の準備金を有し、所有者がいつでも正貨に交換し得るといふ紙幣、即ち兌換紙幣でない限り如何に政府の強圧力を用ひて民衆に臨むとも到底流通させ難い事情あるを知り、固く三岡に反対した」。³⁸⁾かれは維新政府成立当初から参与兼外国事務局判事に任ぜられ、外交官としての外交折衝過程で不換紙幣・悪貨問題にたいする列国外交団の諸批判・抗議に接し、それ以後みずから実情を調査

34) 同上271—272頁。由利前掲書307—308頁各参照。

35) 渡辺幾治郎「陸奥宗光伝」85頁。

36) 同上85頁。

37) 陸奥は由利に関して重大な誤伝を犯していること（渡辺、同上85—86頁参照）、また「陸奥が由利にたいし深刻な敵意を抱いていたことは明らか」（大島・加藤・大内「人物・日本資本主義」2「殖産興業」135頁）という事情を考慮する必要があるかともおもわれる。

38) 「大隈侯八十五年史」一 239頁。

し、しだいに貨幣制度・財政制度の改革を迫るにいたって、ついに由利をして辞任をよぎなくせしめるにいたったという。まさに由利のいう「パークス始め外国公使から入説され」³⁹⁾て、財政政策家として台頭してきた代表とってよかるう。しかし由利政策を強く否定した大隈自身も、かれのインフレーションニスト的体質によってみずからもまた後年財政政策家としての地位を失う運命となるのである。

なお大久保利通について付言しておく、かれは金札発行以前は反対であったようである。4月28日付岩倉宛の書翰⁴⁰⁾、および大隈宛のつぎの書翰からうかがい知ることができる。

「楮幣布告之事件議論有之候に付京阪飛脚差立見合之旨敬承候、西半過に出し候故最早五里程参居候と存候間跡追にて六ヶ敷と存候へども極々至急にて差留候様可申達候、仍御請如此候也

弁 事

大隈八太郎殿

⁴¹⁾
」。

しかるに由利が関東への金札流通をはかるため東下した10月20日以前の9月6日、木戸宛の書翰では、つぎのごとく金札の早急送付方を要請しているのである。曰く、「金札之事も御貸上も相調、三井等より金札施行之義建言仕近々三井鹿島其余三人位御人撰に而商法司被仰付管ニ御坐候、名代三野村利左衛門ト云、是ハ三井自ら憤発して金札転還ハ御受合仕、尤人撰は豪商共手前ニ而相撰申上、共久ニ必死 尽力可仕ト申事直ニ委曲承候」⁴²⁾。このことが、由利・江藤金札論争において由利が勝利をおさめた大きな理由であったと考えられる。

ところで、由利の金札発行にたいする反対論には、それぞれ個別的・具体的利害関係がからんでいたとしても、反対論者の大多数が賈金铸造・梵鐘改铸論者であったことから明らかなごとく、かれらが铸貨に頑強に固

39) 「大隈伯昔日譚」第二巻231—232頁参照。

40) 「大隈重信関係文書」第一参照。

41) 同上

42) 「大久保利通文書」第二巻402頁。

執していたのは、究極的には反対論の基本的理由が、金札なる紙幣がまだ信用も固まらない不安定な新政権下で、はたして円滑に流通しうるか疑わしいという危惧にあったとおもわれる。由利のつぎのことばから明白である。「紙幣を発行して之を返済すべしとのことに付ては、議論大に沸騰して、予の身上も危き程なりしがその中最も有力なる議論は、如何にしても金札の策は行ひ難し、誠にその適例を挙げれば、現に旧幕の権勢を以て、慶応年間大阪に於て切手（紙幣）を発行せしことあり、其の方法は西洋の法に倣ひ巧に窮迫を凌がんとして之を旧幕信仰の者に負担せしめ、夫の旧幕の権威を以てして猶且行はれざりしものが今此の戦時中朝威の未だ徹底に至らざる場合に之を行はんと欲すとも、唯々幕府の覆轍を踏むべきのみ、寧ろ手短に臨機の処分をなし一時を彌縫するに如かずといふに在⁴³⁾り」。

幕府も由利の金札発行計画案に先立つ数カ月前、畿内と関東においてそれぞれ金札を発行することを決定した。⁴⁴⁾大阪では1863（慶応3）年8月、金1万両の金札が発行された。幕府は4回までも正金同様に通用すべき旨を公告したにもかかわらず、すでに幕府覆没の涯にあったため、世人はその金札を信用せず、金札発行当日から正金引換者が陸続としておしかけ、結局金札発行の目的をはたしえず、金札はむなしく商社御用の庫に蔵せられるという状態におわった。⁴⁵⁾反対論者からすれば、わずか数カ月前にかかる幕府の失敗の実例を見せつけられているだけに、政権不安定な新政府の金札発行にたいして大きな危惧をいただいたのは当然であったろう。

すでにふれたごとく、反対論者には由利の金札発行案に対抗する具体的対案をもっている者はほとんどいない。ただ鑄貨に固執して賈金・梵鐘改

43) 三岡 前掲書276頁。

44) 大阪における金札発行の触書は「開国起源」下巻2923頁、関東筋での慶応3年10月20日の幕府より大目付への達は、「法規分類大全」第一編政体門貨幣の部を各参照。

45) 管野和太郎「日本会社企業発生史の研究」105—105頁。

鑄論を唱えるにすぎない。由利が絶大なる自信⁴⁶⁾をもってしばしば自己の信念である金札発行を岩倉に建議力説しているところ、他方では薩摩藩士安田徹蔵が、日本は米納の国であるから米券を発行して通用させるがよいと、かれの財政のことにつき建白書をしばしば岩倉に提出していた。最終的には、さきに「岩倉公実記」が語っていたごとく、岩倉が由利案に賛成したため金札発行が可決採択せられたのであった。反対論者側が莫大な軍費必要な火急にさいして由利案に対抗できる具体的対案を提出することができなかったことが、由利の金札発行案を黙認せざるをえなかった一大要因であった。この廟議決定について由利はつぎのごとく述べている。「八郎曾て謂へらく、当時の官吏を始め天下の有司学者等或は藩の実情により或は西人の説に惑ひ悉く紙幣発行に反対し国家の大計を慮らず空論をこれ事とし、而も自ら成算あるにあらず、一方に於いては一日も休まざるの戦争あり、他方に於ては政府を維持せざるべからず、已む得ずして発行を承認せし⁴⁷⁾のみ」。

おわりに、由利の金札発行計画案にたいする反対は新政府部内からだけではなく、幕末維新时期において列国外交団をリードして当時の日本の政局に多大の発言力をもっていたイギリス公使パークスも反対した。すでに幕

46) 由利にとって、越前福井藩で藩財政改革に成功した1861(文久元)年末頃が最も得意な時期であつたらしい。かれは小楠に、「斯様な勢を以て各藩歩調を共にして進んだならば、日本は数年を待たずして世界に雄飛することが出来よう」と自信のほどを語ったところ、小楠は笑って訓戒したという。(由利、前掲書101頁)

47) 三岡 前掲書304—305頁。

沢田章氏によれば、「由利公正子の実話は誤伝が多くして甚だ信用が出来ない」(沢田 前掲書17頁)、「斯の如く、同一人の実話に於ても区々一定しない」とすると、何れを是とし、何れを否とするかに迷はざるを得ない」(同26頁)といわれる。大島・加藤・大内「人物・日本資本主義」2「殖産興業」も由利について、かれの「実業談話」や諸講演の「その論報は論理性を欠き、時には支離滅裂ですらある、また講演の多くは自慢話めいた回顧談であるし、なかには英国公使パークスをやりこめた話など、ややハッタリのきらいすらある」(同124頁)と述べている。これらの事情を考慮しても、金札発行廟議決定の件についてはなお一応の真理を伝えていると考えてもよい。

府の前例があるから当然のことであつたろう。由利は「其上パークス杯も反対の論で、私もパークスに直に会って議論した覚えがありますが、余程反対の論でございました⁴⁸⁾」と述懐している。しかし由利が、目下の国乱を平治するは国民の義務であり、この乱を治めるために金を納めている。ために営業資金減じて国の衰微するを憂えて金札を発行し、もって国内の融通を弁じ労力をもって富源を増し、上下ともに損害するところなからしめんと趣旨なりと、詳細に殖産通商のことを弁論したため、パークスも同意したといふ⁴⁹⁾。

第四、由利の金札発行への対応策

由利の金札発行の件については、まず金札発行計画案を建議した当初から強硬な反対論があり、また後述するごとく、5月25日から金札を発行することに決定していたその前日の24日に至っても、なお内部で激論がやまなかつたといわれるほどであるから、いかに自信家で剛腹の由利といえども、はげしい非難攻撃の過中であつてよく金札発行の趣旨を説明し、ついに岩倉の賛意を得、また商人層の支持をかちえて発行するにいたつた過程での苦心惨胆ぶりは並大抵のものではなかつたであろうとおもわれる。以下藤村通教授の研究成果を参照しつつ、由利が苦難のなかで金札を発行するにいたる過程をみてみたい⁵⁰⁾。

参与・諸侯・公卿たちが、いかに財政経済にたいして無智であつたかについて、由利はつぎのごとく語っている。「参与歴々の者も、経済の事は予ねて少しも考へたことはない、どうして天下を持つものである（か）と言ふことを少しも考へて居らぬ。さういふ時勢であるから、その上に居らるるは諸侯天下有名の諸侯、夫れに連れて居らるるのは御公卿さん方は一寸も知つた者はない斯くの如く今日に致しても諸侯方が、口で理屈な事を

48) 「史談会速記録」第九輯65, 66頁参照。

49) 同上, 由利 前掲書317—318頁参照。

50) 藤村通 前掲書28頁以下。

言っても経済は分らぬものである⁵¹⁾。

幕末・維新当初において諸藩財政が破綻状態にあったことは周知のとおりである。諸藩の経済的危機は時代とともに幕藩体制の矛盾の深化に対応して増大してきており、その度合は小藩ほどきびしかったが、大藩とて例外ではなかった。とくに開港以後の富強を志向しての軍制改革が拍車をかけた。いま諸藩の財政破綻状況について簡単にふりかえてみればつぎのごとくである。廃藩置県は西郷隆盛を総大将として薩長土三藩の合計約1万の親兵を備えて決死の思いで断行されたといわれながらも、内実は新政府の予想に反してとも簡単に挙行された。その諸理由のなかで大きな要因が、幕藩体制解体が深まる過程において藩の維持が困難なため、廃藩を願い出る藩や、藩を形式的には保持しながらも、実質的には廃藩同様の改革をおこなう藩が続出するなど、藩主の権威喪失と藩財政の破綻にあったことは明白である。廃藩置県以前において、すでに新政府にたいして廃藩の議を願い出た藩が13藩、全士卒または一部の婦商農をはかって財政窮乏を乗り切ろうとした藩が27藩にもおよんだといわれる。また新政府が廃藩置県後肩代りした諸藩の内外債・藩札の合計額は、274藩中210藩が自藩の実収額をはるかに超えており、そのうち56藩は300%を上回っていた。102万石の加賀藩のばあいにしても例外ではなく、殖産興業・藩専売の独占を強化しながらも、外債残額約19万円、内債約129万円、藩札188万円、これらの合計額は実収額の240万円の1.4倍にも達していた。雄藩となって幕末・維新過程で強力な発言力をもつにいたった長州・土佐・肥前の諸藩さえも、莫大な内外債のために藩実収入額の213—299%の藩札を濫発していた。鹿児島藩は内債244,000円、外債97,000円、藩札572,000円で、合計額は実収額の89%におよんだといわれる。幕藩体制の矛盾と列強の外圧による国際的要因に原因があったとはいえ、幕府を筆頭に諸藩は財政窮乏の危

51) 「史談会速記録」第九輯39頁。

52) 塩沢君夫・後藤清編「日本経済史」234。後藤清・佐々木隆爾・藤井松一「日本資本主義発達史」30頁。

機に瀕しており、戊辰戦争にさいしても各藩が「兵はだすけれども金などはありはせぬ」という状態であったがために、由利をして前述のごとく、諸侯をして財政経済にたいして無智だといわしめたのも無理からぬことであつたらう。

由利が語るごとく、公卿たちも経済のことに暗く、したがって由利の金札発行案をよく理解しえなかった。平素財政経済についての知識や経験をほとんどもたなかったために、当然のことであつたらう。かれらは明治維新にさいしても、新しい政治経済の社会状態の展開に対応すべき財政政策についてまったく見識をもたず、したがってなんらの対応策も有していなかった。維新政府発足にあたって財政的基礎もなく、経済的基盤といえは御料3万石のほか国帑と称すべきものは一文もないという実情であつたがために、憂慮した岩倉らが金穀出納所を設け参与三岡八郎(由利)および林左門を御用金穀取扱方に任じ、三井三郎助に為替方御用を命じたのであつた。また由利が最初に岩倉に面会した節、すでに述べたごとく、岩倉が「素より何処迄でも心配をして呉れねばならぬ、御上の御不自由位の事は如何様の事でも御堪へなされるといふ御思召であるから、如何か金穀の方は任じてやって貰ひ度い」といったといわれるごとく、公卿たちにはあくまでも財政の節約・耐乏と商人層からの御用献金の徴収という感情論しか念頭にはなかつたのである。幕末の物情騒然たる政情不安の状態の中での公卿について「大隈伯昔日譚」は、つぎのごとく述べている。「公卿中にも亦種々の党派を生し、正義派あり、因循派あり、其説は、説と謂はんよりは寧ろ感情にして、感情を以て争ひ、感情を以て離合せしにより其争や君子ならず、まゝ醜態汚状を漏すにも至りしとあり」⁵³⁾。

かつて1858(安政5)年、「神州万歳策」を草して堂々たる紙幣論を展開した岩倉にしても、不換紙幣を発行すれば正金と紙幣との間に価格差を生じ、いきおい物価に関係して無害とはいえないとしながらも、究極的には目下焦眉の財政困難を救う唯一の方策は由利の説く金札発行以外にな

53) 「大隈伯昔日譚」241頁。

い、一時の小害のごときはこれを顧みるいとまはなしという結論から由利案に賛成したのであるから、他の公卿たちはおして知るべしであった。⁵⁴⁾

さらに由利は当時の武士気質について、つぎのごとく批判している。「残念な事は其時の有志は経済上を考へましたものは稀れで、尊皇攘夷と言ふ丈の人であって、事実どうすると言ふ事はなく、戦争には勇んで行きますが、経済上に力を尽すものはございませぬ。私共日々経済の大切なる事は攻撃に就いても弁じ、堂上参議の人にも心を尽して弁解書或は図を作って出した事もあります。如何せんどうしても御分りが無いと言ふ時勢であった。……私共の考へます処は、御一新に成って、朝廷の天下の政事を御持ちになったら、一番六ヶ敷いものは経済の点であろうと思ひましたが多くの人はさうではない。徳川の財産丈がコチラに移るから易々行かると思ったが、⁵⁵⁾ 偕て受取って見れば何程の収穫もない」。

財政経済にたいして知識をもちあわせていないのは、諸侯・公卿同様維新政府樹立に各藩から参画した武士階級出身の有志にしてまたしかりであった。かかる状況のもとで、しかも反対論の渦中で常に刺客に狙われたという身の危険のなかで、由利の経済政策が容易に理解されるはずもなく、それだけに由利がかれの金札発行計画案を説得し、発行するにいたる苦心も並大抵ではなかつたろうと考えられるのである。

明治天皇親政の第一歩として億兆安撫国威宣布の宸翰とともに下された五カ条の御誓文の最初の草案作成者が由利であったことはよく知られている。維新政府成立早々当時、藩制の存続は既定事実として前提されており、何人も版籍奉還のごとき藩制変革を予測しえなかつた。しかるがために討幕の中心勢力となった薩摩藩または長州藩が徳川幕府に代る実権者になるのではないかと一般に強く危惧されたのである。これについて東久世通禧は、かれの「竹亭回顧録」維新前後において、つぎのごとく述べている。「当時、世上では長州が朝廷を擁して徳川を倒すとか、薩州が万事を切盛りす

54) 由利正通 前掲書210頁。

55) 「史談会速記録」第九輯66頁。

るかとか、甚しいのは天下は長州が取るか、薩州が執るか、必ず両藩の中が将軍になるで有らふと言ふ噂が行はれる⁵⁶⁾」。

五カ条の御誓文の主目的について、つぎのようにいわれている。「馬上を以て天下を取っても、馬上を以て天下を治め難いので、薩長が当時天下を取っても、朝廷の局に居る人々は安心せぬ。是非共公議の実を挙げねばならぬぞと、頻りに、越土両藩か迫って、其間に出来たのが、是が五箇条御誓文の草案であります⁵⁷⁾」。要するに、薩長の専制化、または両藩の権力争奪戦を防止し、越土両藩などが中央権力から排除されないよう牽制する目的で薩長に宣誓せしめたのが、ほかならぬ五カ条の御誓文であり、これが抜本的には版籍奉還にまでいたるといっているのである⁵⁸⁾。大政維新の大精神を體現し日本近代化の政治原則となった五カ条の御誓文は、1868(明治元)年3月14日天皇が二条城に幸し、公卿諸侯を率いて天神地祇を祭って誓約された。御誓文に草稿の大半が採択された由利は紫宸殿の盛儀に参列の栄を賜わり、三条卿の奉読する五カ条の御誓文を耳にして、その光栄に感泣したといわれる⁵⁹⁾。

のちに五ヶ条の御誓文として開花した由利の草案は、もともと当初かれによってつぎのごとく意図されたのであった。新政府は1867(慶応3)年12月9日、摂政・関白・征夷大將軍の旧政治組織を廃止し、かわって総裁・議定・参与の三職による新人事を設け、王政復古の大号令により施政方針を明らかにした。由利は新政府の施政根本義が明示された以上、それが国民の信頼をうるためには庶政一新をする必要があり、これによって富農商などブルジョアジーの新政府への協力も得られ、国民の信頼の上にこそ金札発行も可能であると考えにいたったのである⁶⁰⁾。由利はかれの「議事

56) 尾佐竹猛「維新前後の立憲思想」250頁。なお、芳賀八弥「由利公正」269—270頁も参照。

57) 「史談会速記録」第二〇七輯。

58) 高橋亀吉「日本近代経済形成史」第二巻24—26頁参照。

59) 由利正通 前掲書194頁。196頁。

60) 藤村通 前掲書 30頁。

の体大意」起案に関して、つぎのごとく述べている。「御親征仰出たるに就ては、其名分天下に御布告あるべく、且又会計の基礎御決定あるべしとの事で、参与たる大久保、広沢、後藤、福岡、岩下、吾等は岩倉公の出席を乞ひ、大に議した事である。何も突然起った事なれば、誰とて方針のあり様は無く、只岩倉公へお迫り致し、暁に至るも決せず、無抛其儘にして席を別れたが、途中も心安からず、フト思ひ付けたは、岩倉公へお迫りは申したものと、万一吾に方針を命ぜられたならば、如何答ふるぞと考へ、岡崎屋敷の小舎へ帰り、石筆を執り時事の大体を案じて鼻紙に認めたのは五ヶ条なり⁶¹⁾」。

由利が新政府の庶政一新の方針として示した「議事の体大意」の自筆には一、庶民志を遂げ人心をして倦まさらしむるを欲す。一、士民心を一つにして盛に経倫を行ふを要す。一、知識を世界に求め広く皇基を振起すへし。一、貢士期限を以て賢才に譲るへし。一、万機公論に決し私に論ずるなかれ。としたためられている⁶²⁾。

元来由利が金札発行を計画するにあたって意図したところのものは人民困窮救助と産業振興、すなわち御用金・会計基金募債で困窮におちいった富商富農層に資金を供給し、もって産業を振励し、維新大業遂行のため朝廷政府の財政を確立するということであった。かれが、「議事の体大意」で示した第一項の庶民とは富商富農のブルジョアジーを意味しており、第二項の経倫とは経済を指していることは明白である。富商農の新政府への期待と支持の上にこそ新政権の樹立が期しえられるものであり、また金札の発行、流通の円滑化、順調な政府資金の調達も可能になると考えたからにほかならなかった⁶³⁾。

ところで新政府が王政復古の大号令で新政の根本義を明示し、由利が金札発行可能手段として国民の信頼をうべく庶政一新の方針を「議事の体大

61) 三岡丈夫 前掲書144—145頁。なお由利正通 前掲書192—193頁。福岡孝悌「五箇条御誓文ト政体書ノ由来ニ就イテ」(「明治憲政経済史論」) 13—14頁参照。

62) 由利正通 前掲書194—195頁。

63) 藤村通 前掲書30—31頁。

意」に起草し、さらには新政府首脳が政府財政困窮の危急を救う唯一の活路として由利の金札発行案を肯定・決定したからといって、それだけでは未だ金札発行は不可能である。元来幕藩体制下での商品流通過程において決定的な経済上の実権を握ってきたのは、蒲生君平が「大阪の豪商一度怒って、天下の諸侯懼るの威あり」というごとく、「天下の台所」大阪の商人層である。したがって金札発行にたいして朝廷政府膝下の京商人と大阪商人層の支持がなければ、金札流通は期待することができない。それだけに由利はかれの金札発行計画案について京阪商人層の支持をとりつけるべく舞台裏で周到な説得工作をすすめたのである。京阪商人層の支持が得られたことが、太政官会議において会計基金募債と金札発行案が同時可決採択された一つの理由でもあったことを見逃してはならない。

京阪商人層においてまず由利の金札発行案を支持したのは、当時京都の豪商小野善助家の一番番頭西村勘六、のちの小野善右衛門であった。鳥羽伏見の戦端開始の翌4日、市中大騒動のなかで、小野家は代々京都に住居し、朝廷のお膝元で安楽に商売をして永らく御恩を蒙ったから、同じことなら朝廷の方へ捧げようとて、金2万両を金穀出納所へ持参したことが示すごとく⁶⁴⁾、善右衛門は香具商の鳩居堂主人熊谷久右衛門とともに朝廷政府にとっては模範的商人であった。小野組が三井組・島田組とともに新政府の資金調達に最もよく協力・貢献したことは周知の事実である。小野組が由利の金札発行案を支持した理由の一つに、会計基金にたいしては月1分の利子を下付することとし、人民に貸下げた同金額の金札にたいしては月6朱の利子を納入せしめて、結局商人層をしてその利子差金4朱の利益を得さしめた事情もあったという一面も無視できないとおもわれる。この件は後日商法司を通じその勸業貸付の項で論述するため当面言及しない。

金札の件については、三条卿が丹羽正庸・土方久元の兩人に命じて親しく小野善右衛門に質さしめたといわれ、それにたいして小野は金札発行支持を明確に表明するとともに、これの推進方を強く言上した。その間の経

64) 由利正通 前掲書182—184頁参照。

緯は小野善右衛門筆記によればつぎのごとしである。「慶応4年二月頃、内国事務長官徳大寺公会計事務長官中御門公、其他内国会計事務兩局官員数名列座にて、徳大寺公は予て三岡より建白発行の件は具さに承知なるやと、勘六具さに承知せりと答ふ、徳大寺公いう、若し此札を朝廷より発行し万一不通用にして中止するが如きに至らば太だ不体裁なり、此意見ありやと、答て曰く、今般の金札発行たる人民より請願に基くなるべし、且又一層各国御交際も親密なるは必然なり。然れば内国物産増殖の方法を立るの目下急務なるは論を待たず、此資本として各藩の石高に応じ十三年賦を以て拝借させ、其返納の金札は毎年切断煮潰するの法なれば、各自之を拝借せざれば不利益たるは顯然たるを以て毫も中止の顧慮無きを屢陳す⁶⁵⁾」。また「岩倉具視文書」によればつぎのようにある。「金札御施行之義=付、二条御城内議事所=おゐて徳大寺様中御門様其外四・五方様御立会=而金札之次第種々御尋有之候=付、夫々言上仕候処即時御聞取=相成、其席=而小原仁兵衛様へ弥御施行之義ヲ御達=相成、此御様子=而者追々会計金策方も融通=相成可申与大悦仕候事⁶⁶⁾」。

つぎに大阪商人層のばあいはどうであつたらうか。元来大阪商人層は金札発行にたいして懐疑的であつた。(一)さきに徳川幕府が金札を発行しながら、ついに幕府権力をもつてしてもその効用を見ずして中止した悪しき前例があること、(二)維新政府発足早々でいまだ新政府への信頼が固まらないうえに、戊辰戦争の勝敗如何の形勢がさだかでなかつたこと、(三)大阪においては支払手段として手形がさかんに流通していたため、金札は不要であり、また信用のうすい新政府紙幣の円滑な流通性に疑問がもたれたこと、(四)由利の金札13カ年回収計画案はあまりに長期に感じられ、また地金本位制ともいうべき金銀貨の裏付けによって商品流通機構が形成されていた商業慣習を身につけていた大阪商人層にとっては奇警に感じられた

65) 「小野善右衛門記録」。三岡丈夫 前掲書161—162頁。由利正通 前掲書210—211頁。

66) 「岩倉具視文書」第二巻455頁。

からである。⁶⁷⁾

由利が大阪商人層の支持を獲得するために配慮した説得と、大阪商人層が由利案支持を表明するにいたった経過を「両替商沿革史」を抄録してたどればつぎのごとくである。

同月(正月)ノ中頃会計官三岡八郎(今ノ由利子爵)ナルモノ来阪シ、松屋町大手筋西入ル殿村ノ別家吉田宗兵衛方ニ泊シ、同家ニ於イテ鴻池其他二十余軒ノ手代ヲ召集シ、蓋穀ノ下国幣空乏ニ困ムモノ久シ。依テ楮幣ヲ発行シテ其危急ヲ凌ガンハ如何ニト下問ニ、其時殿村平右衛門ノ手代高井弥三進ミ出デ、言ヘルニハ、嚮ニ徳川氏ヨリ金札ヲ発行セシカド毫モ其効用ヲ見ズンテ止ミス。然ルニ今又此挙アルハ聊カ懸念ナキ能ハズト。三岡曰ク、然リ然レモ余カ企画スルモノハ前者トハ異リテ、全ク不換紙幣即チ十三年ヲ以テ通用ノ期限ヲ為スモノナリ。今ヤ大名ノ窮困スルモノ拳ゲテ数フベカラズ、サレバ其危急ヲ救ハンガ為メニ仮リニ発行高ヲ三千万兩ト做シ、一万石ノ大名ナレバ一万兩、百万石ナレバ百万兩ト云ヘルガ如ク、其石高ヲ標準ニ貸与シ、之ヲ十三ヶ年ノ年賦ニテ徴収セバ、十ヶ年間ニ百万兩ノ金ハ返済セラレ、残ル三ヶ年ハ正金ヲ以テ流通シシメバ、年々三十万兩ノ正金ハ入来ラン。故ニ十ヶ年間ノ間ニ優ニ発行高ノ三千万兩ハ戻リ来レルノミナラズ、後三ヶ年間ニ於ケル正金ニ依テ都合九百万兩ノ金ハ新タニ生レ出ヅル計算ナリトノ事ニ、人々モ其説ノ奇警ナルニ服シ、賛同ノ意ヲ表シテ退キシガ、超エテ同月二十四日京都小野善助ノ手代西村勘六(後ニ従五位小野善右衛門)ヨリ鴻池喜衛門其他ノ御用係ヘ向ケ手代二名ノ上洛ヲ促シ来レルアリ。依テ抽籤ノ上高木五兵衛ノ手代神田彦兵衛、井上市兵衛ノ手代伴孫兵衛ヲ遣ハセシニ、西村ノ云ヘルヤウ如何ニシテ楮幣ヲ発行スルニアラズンバ上下ノ委靡不振殆ソド耐ユベカラザルモノアリ。故ヲ以テ嚮ニ三岡氏ヨリ建議スル処アリタレモ事破天荒ニ出ズルト見做シ、今ニ至ルモ容ルム処トナラズ。サルカラニ三岡氏ハ病ニ托シテ引籠ルト云フ始末ニ、会計官小原仁兵衛氏ハ痛ク心ヲ悩シ居レバ万望貴下等ヨリ其筋ニ向テ之レガ発行ヲ勧告スル処アレカシトノ辭ニ、兎モ角モ一応小原氏トモ協議ヲ擬ラシテノ上ト、西村諸共ニ小原ノ屋敷ヲ音ヅレ種々諮詢スル処アリタルニ、小原モ懇懇ニ西村ト同様ノ言ヲ繰返シ是非一臂ノ力ヲ添ヘ呉レヨトノ切ナキ懇願ニ、止ムナク夫ヨリ一同打揃ヒ二条城内ニ会計官総督中御門中納言、万里小路右少輔ヲ訪ヒ、小原先ヅ今回楮幣発行ニ就キ至急詮議ヲ希ヒ度キ所存ニテ、數年来徳川始メ諸藩ノ金穀御用融通ヲ専ラトシ来リタル大阪会計官御用掛リ鴻池善右衛門外二十名ノ総代トシテ左ノ二人ノ者態々上洛セシカバ、決シテ其辺ニ掛念スル処ナク迅カニ右許容アリタシト口ヲ切リタルニ、引続キ西村モ言葉ヲ尽シテ勧告スル処アリ。殊ニ神

67) 藤村通 前掲書33頁。

田、伴兩名ヨリモ此儀ハ大阪ノ御用掛一同ノ熱望スル処ニシテ若シ之カ許容ヲ得ザラ
ンニハ金融ハ転タ逼迫ヲ加ヘ、御用掛ノ者モ上ノ御用ヲ勤ムル能ハザルノ悲境ニ遭遇
セント縦横ニ勸告否ナ寧ロ攻立ケルヨリ総督モ今ハ我折リ追テ何分ノ詮議ニ及ブベシ
トノ事ナリシガ、其レヨリ間モナク三岡ハ出勤シ、同時ニ金札ノ発行ニ愈々着手スル
運ビト為リ、鴻池首メ十人両替ノ内ヨリ一人宛ノ手代総計十一名ヲ呼出シ、新タナル⁶⁸⁾
楮幣ノ裏面ニ元締ナル御用方ノ印ヲ一々押捺セシムルノ役ニ備ヘタルナリ。

以上、鴻池善右衛門をはじめとする大阪商人層の支持をえて金札発行に
いたった経過をみれば、由利がいかに苦心惨胆をきわめたか知れるのであ
る。上記引用文当初の由利構想部分の案は大隈の「漫談明治初年」(42頁)
によれば、三井の番頭杉田四郎兵衛・小野善右衛門などによって精密化せ
られたものといわれる。

要するにまず小野善右衛門が由利の金札発行案に強力な支持を表明し、
ついに大阪商人も支持するにいたって、ここに由利は京阪商人層の支持の
うえに金札発行実現の保証を得たのである。商人層の支持の明確化が財政
経済について知識をもちあわせていない新政府首脳をして由利の金札発行
を肯定せしめたことは否定しえないし、そのことが商人層の支持とあいま
って、金札発行を具体化せしめたのである。(未完)

68) 「両替商沿革史」141—143頁。